

建築物の外壁等は安全ですか？ 建築物の点検を！

近年、建築物の外壁等の落下による事故が多く発生しています！

平成 25 年 6 月に大阪市内で建築物の外壁が、平成 27 年 2 月には札幌市内でビル壁面に設置されている看板が、それぞれ落下し、通行人が負傷する重大事故が発生しました。こうした外壁等の落下事故を未然に防ぐためには、日頃の点検がなお一層欠かせないものとなっています。

日頃から注意、点検を！

外壁は年数が経過すると老朽化し、ひび割れや浮き上がり、腐食等が発生します。そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生し、社会的な責任も問われる場合があります。日頃から外壁等を点検し、異常が認められた場合は早急に対策を行いましょう！



イラスト©高信太郎

点検のポイント

- ・外壁のモルタル、タイル等の仕上げにひび割れや浮き上がりなどありませんか？
 - ・屋外に取付けられた看板に劣化や損傷などありませんか？
 - ・外壁の外側に装飾を目的として取り付けられた材料に劣化や損傷などありませんか？
- このようなことがありましたら、専門家と相談のうえ、修繕や改修など、必要な措置を早急にとってください。

建築物の維持管理は所有者の義務です！

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物（遊戯施設などの工作物を含みます。）の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされています。（建築基準法第 8 条第 1 項）

つまり、適切に維持管理することは所有者、管理者に課された「義務」となっているのです。

なお、一定規模以上のマンション・事務所ビル・商業ビルなどの不特定多数の人が利用する特殊建築物等の所有者は、適切な維持管理の「義務」に加え、法令の定めにより建築物の敷地、構造、建築設備について定期的に 1 級建築士等の有資格者にその状況を調査させて、その結果を特定行政庁に報告（※定期報告制度）しなければなりません。

※「定期報告制度」については大阪府内建築行政連絡協議会のホームページ
(<http://www.cac-osaka.jp/>) をご覧ください。

お問合せ先：各特定行政庁にお問い合わせください。（裏面をご覧ください。）